

軽度外傷性脳損傷に関する障害認定基準の見直しと教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(略称MTBI)は、交通事故や転落・転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、脳内の「軸索」と呼ばれる神経線維が傷つくことにより発症する病気である。

世界保健機関(WHO)は、2007年の報告でMTBIは毎年全世界で900万人が発症する「静かなる流行病」として対策を呼びかけている。

この病気は「軽度」と名付けられているが、高次脳機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障がい、手足の麻痺など症状は複雑多彩で重い障がいを負うケースも多い。

しかし、国内のMTBI患者の多くは画像上に病変が見つからないという理由で、誤った診断を受け、労災や自賠責保険による救済からも除外されている。さらに、本人も家族も周囲もこの病気を知らず気づかないため、誤解を生じ悩み苦しむケースも多い。

WHOは画像上の所見を必要としない神経学的な診断基準を設けており、国内の診断基準策定の際にはこれを尊重するべきである。こうした診断基準が整備されることによって、現在は画像上の所見が前提となっている労災や自賠責保険の障害認定基準を見直すことが必要と考える。

また、この病気は乳幼児に対する強いゆさぶりによっても発症する例があり、教育関係者にも広く周知していくことが求められる。

よって町田市議会は国および政府に対し下記の事項を強く要望するものである。

- 1、「軽度外傷性脳損傷」と診断された方々を救済するため、現在は画像上の所見が前提となっている労災や自賠責保険の障害認定基準を見直すこと。
- 2、文部科学省を通じ、軽度外傷性脳損傷について教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。